

平成 26 年 6 月 20 日

独立行政法人 日本学術振興会  
理事長 安西 祐一郎 殿

独立行政法人 日本学術振興会  
監事 西川 恵子  
監事 京藤 倫久

### 平成 25 年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成 25 年度における業務執行状況及び会計・経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

#### I 一般項目についての総括的監査意見

##### 1. 業務執行状況について

役員会、評議員会、各種委員会、学術システム研究センター運営委員会、主任研究員会議、専門調査班会議、各種審査会等に出席し、振興会全体の運営及び各事業部の業務の執行状況を拝見した結果、振興会の設置目的及び法令等の定めに従って、運営及び業務は全体として適切に執行されているものと認められる。

特に平成 25 年度は第 3 期中期目標期間の初年度に当たることから、これまでの事業評価を踏まえつつ、業務分担・人員配置の見直しを行い、人材育成事業部、グローバル学術情報センターの新設などを含めた大幅な組織改革が実施された。この改革は、振興会のミッションである我が国の学術振興及び若手研究者育成への貢献をより明確にし、今後の振興会事業の効率化・効果的運営につながるものと高く評価される。

また、学術システム研究センターにおいて「科研費の審査体制の改善に対する提言」、「特別研究員制度の改善に関する検討」等の学術振興に関する新しい方策の検討が行われ、平成 26 年度公募より科学研究費助成事業に「特設分野研究」の審査区分が設けられたことは、積極的な改革姿勢であり、具体的な成果と言える。

##### 2. 内部統制について

月 2 回開催される役員会及び毎週月曜日に開催される月曜会に課長以上の幹部職員を参加させており、これにより理事長の運営方針や事業運営を始めとした内部統制に関わる内容が組織内全職員に周知されている。また、監事として役員会及び月曜会に毎回出席して内部統制の状況について確認し、機会を設けて理事長に対し意見を述べている。

さらに、平成 25 年度から部長以上による連絡会議を月 1 回開催し、各部所掌業務実施に

おけるリスクや当該リスクへの対応に向けた取組等について確認するとともに部間で情報を共有する体制が整備されている。

### 3. 会計・経理の執行状況について

会計・経理の執行状況については、法令及び独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、3つの特別勘定の財務諸表及び決算報告書は、帳簿及び証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。また、法定監査人による監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けている。

さらに随意契約の一般競争入札への移行についても、随意契約とせざるを得ない契約以外は一般競争入札に移行していることを確認した。今後は新規の契約案件についても引き続き、安易に随意契約とすることのないよう取り組まれない。

### 4. 実物資産の調査について

今年度においても、引き続き定期的な現物実査に取り組まれていることを確認した。また、海外研究連絡センターの資産も資産台帳に基づき適切に管理されていることを確認した。今後も定期的に現物実査を行い、理事長に資産管理状況の報告を行われたい。

### 5. 給与水準について

給与水準については平成15年度より毎年度引き下げの努力が続けられており、今年度においては、対国家公務員指数は109.8に引き下げられた。なお、この値は、地域・学歴を勘案すると96.5となる。

また、国家公務員に準拠し、平均7.8%の給与削減が行われている。更に管理職員等について独自に昇給抑制を行うなど、給与水準の引き下げに向けた努力が行われていることを確認した。

### 6. 自己点検評価について

中期計画や年度計画の実施状況については、毎年度、自己点検評価を実施し、外部評価委員会の評価を受けて次年度以降の業務の改善に活かす体制をとっている。

平成25年度は、振興会が実施している全事業について詳細に自己点検評価を行っている。各項目に対する自己点検評価結果は監事の評価と合致しており、妥当な自己点検評価であると認める。また、平成25年度から始まった第3期中期目標期間の初年度であることを踏まえれば、今中期目標期間における目標達成に向けて今後も良好な事業展開が期待される。

## II 重点監査項目について

今年度は、以下の2項目を重点監査項目として取り上げた。

### (1) 研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について

研究費の不正取得や不正使用、研究活動に疑義を生じさせる事案が報道されていることを受け、振興会が資金配分機関として、適切な研究活動や適正な研究費の執行についての周知をどのように果たしているかを確認した。その結果は下記のとおりである。

①科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に関して、申請の段階から交付決定段階に至るまで、また、関係各機関代表者から研究者、事務担当者まで、研究費の適正な執行、研究の適正な遂行についての周知及び注意喚起が、きめ細かくかつ幅広く行われていることを確認した。さらに、文部科学省と連携して科研費の実地検査を年間59機関の大学等に対して行っていることも、経費の執行・管理等に適切な指導・助言が行われる取組として評価できる。

②「最先端研究開発支援プログラム（FIRST）」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム（NEXT）」の一部研究者による研究費の不正使用や研究活動に疑義を生じさせる事案について、振興会は規程に則り「研究活動の不正行為に係る対応措置検討委員会」で対応しており、研究支援担当機関あるいは当該研究者の所属している研究機関に対し報告を求めるなど、迅速かつ適切に対応を行っている。また、当該機関からの調査報告を得たうえで総合科学技術会議等への対応説明など、資金配分機関としての適切な対応が図られている。

引き続き、振興会は、学術振興を担う我が国唯一の資金配分機関としての重要な責務を果たすため、「研究機関における適切な公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に則った対応を行うとともに、適切な研究活動や研究費の使用について、今後は資金配分を受けた各機関の監査担当部門へも周知徹底していく必要がある。

なお、科研費の制度改革の有効性についても確認した。すなわち、地道に取り組んできた、科研費の繰り越し制度、基金化、合算した研究費の使用等の制度改革の成果が出てきている。特に、基金化の導入によって前倒し使用や次年度使用が容易になったことが、研究費を効率的に使用するのに有効であるとの具体的な数値が、振興会内部調査で示されている。また、科学技術・学術政策研究所の調査（「科学技術の状況に係る総合的意識調査（NISTEP 定点調査2013）」）でも、現場研究者から高い評価を得ていることが実証された。

このような地道な改革の継続が、学術研究の活性化のみならず研究不正や研究費不正使用の防止にもつながるものと思われる。

### (2) 運営費交付金事業等の成果について

振興会の事業は、運営費交付金事業、科学研究費助成事業を始め、その原資は国民の税

金により賄われており、その成果や活動状況を分かり易く国民に説明することは、振興会の責務の一つであると考える。

このような観点からホームページ、ブローシャー及びメールマガジンの充実、各年度の事業報告書や財務諸表等の公表が行われている。また各事業では、ホームページ上で事業概要や成果の掲載を行うほか、報告書として冊子等を作成し広く頒布している。

このように、様々な媒体を用いて事業の運営や成果に関わる情報を社会に発信していることは評価される。

一方、振興会が、受け取る側、すなわち国民の関心やニーズを踏まえ、学術研究の重要性やその波及効果についての理解増進につながる活動を積極的に行うことも、説明責任を果たす上で重要である。例えば、科研費採択者により高校生以下を対象として実施されている「ひらめき☆ときめきサイエンス」事業や「サイエンス・ダイアログ」事業、ノーベル賞受賞者等との交流事業である「HOPE ミーティング（大学院生対象）」、「HOPE ミーティング Jr.（小中学生対象）」は、学術研究の重要性や理解増進につながる優れた取り組みと言える。特に、平成 25 年度の開催が 6 回目である「HOPE ミーティング」事業を定着させたことは価値ある成果と言える。このような取り組みは、広報的価値も高く、国民への理解増進につながる活動である。

### Ⅲ 今後、更なる検討や実施を希望する事項

#### 1. 時間外勤務の縮減について

第三期中期目標期間のスタートにあたり、平成 25 年度に「人材育成事業部」及び「グローバル学術情報センター」の新設とともに国際事業部内の各課所掌業務の見直しが行われており、効果的、効率的に業務を実施するため組織を再編したことは高く評価できる。

今後の時間外勤務の縮減を考える上で、今回の組織再編・見直しによる業務の効率化や時間外勤務時間がどのように改善されたかを検証し、職員のモチベーションを維持しつつ更なる時間外勤務の縮減のため、組織や業務の見直しを不断に行われたい。

#### 2. 海外研究連絡センター（以下「海外センター」という。）について

平成 23 年度以降、各年度 3～4 箇所の海外センターの実地監査を実施している。この実地監査は、各海外センターの業務執行状況の把握・改善に役立ち、各海外センターの業務を平準化することにも寄与している。また、海外センター長等からも事務上の手続きや要望等について明瞭に意思疎通ができるとの声が上がっている。平成 26 年度以降においても海外センターの実地監査を行うこととして、各海外センターの負担を勘案しつつ定期的な実地監査を実施されたい。

また、グローバル化が進展する中で、海外センターの役割が益々重要になっている。今後は、諸外国における学術振興施策の状況調査や中長期的な国際学術動向に関する情報収集・分析等を引き続き積極的に行うとともに、学術システム研究センターやグローバル学

術情報センターとの連携強化についても検討されたい。

### 3. その他

振興会の事務所を一つに集約し、平成 25 年度から組織改革が行われたことから、振興会の今後の発展の礎ができたと評価される。今期中期目標の達成に向け、引き続き職員の規律の維持を図るとともに、平成 25 年度より開始したスキルアップ研修等の研修制度を有効活用した職員個人の意識・能力の向上にも配慮するなど、組織強化を図り、関連する他の独法等と協力しながら、学術の振興に邁進していただきたい。

### IV 監事監査結果報告への対応について

監事監査報告については、可能なものから順次対応いただいているところであるが、報告の内容によっては短時間での対応ができない事項も含まれている。今後も年 1 回を目途に、各部課より監事に対して監査結果報告に対する業務改善状況について報告をいただくようお願いしたい。

(注) 原本は日本学術振興会が別途保管しております。